| 商品等やサービスの安全に関する領域 |

~青少年の市販薬の乱用が増加、小学校から「くすり教育」を~ 小学生向け「くすり教育」ショート動画について



| 商品等やサービスの安全に関する領域 |

~青少年の市販薬の乱用が増加、小学校から「くすり教育」を~ 小学生向け「くすり教育」ショート動画について

一般社団法人 くすりの適正使用協議会 副委員長 西野潤一

今、青少年による一般用医薬品(市販薬)の乱用が急増し、問題となっています。国立精神・神経医療研究センターが2022年に行った調査*では、精神科で薬物依存の治療を受けた10代の患者のうち、一般用医薬品が主な原因となったケースは65.2%。覚せい剤や大麻、危険ドラッグを上回り、最多でした。製薬会社などでつくる、くすりの適正使用協議会では、小さな頃から医薬品の使い方にはルールがあることを知ってほしいと小学生向けの動画教材を作成し、「くすり教育」の啓発に取り組んでいます。くすりの適正使用協議会 西野様よりお話を伺いました。

※出典:全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査(2022年)(国立精神・神経 医療研究センター)(令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金〈医薬品医療機器等 レギュラトリーサイエンス政策研究事業〉)

▶「くすり教育」に取り組む背景、教材の概要を教えてください。

■薬の適正使用は、小学校の学習指導要領に盛り込まれていない

当協議会が小中学生を対象に実施したアンケート(当協議会が小中学生を対象に実施。結果は次 頁にグラフ形式で掲載。)では、約半数でお茶やコーラでの薬の服用経験がありました。また、養 護教諭に学校での困った事例をヒアリングしたところ、「子ども同士で酔い止め薬や痛み止めの薬 をあげたり、もらったりする」、「保護者が病院で処方された薬を子どもが飲んでいる」、「1日分の 薬を1度に飲んでしまった」などといった事例が寄せられました。

中学生と高校生は、保健体育の学習指導要領に「医薬品は正しく使用すること」という項目があり、教科書でも医薬品の適正使用について触れています。中学校では、3年生の「健康な生活と疾病の予防」の中で、高等学校では1・2年生の「健康を支える環境づくり」の中で、医薬品の適正な使用について学びます。一方、小学生は「病気の予防」として感染症や生活習慣病について学習しますが、医薬品との向き合い方は学習指導要領に盛り込まれていません。ただ、一部の教科書ではコラムや巻末資料といった形で医薬品の正しい使い方を紹介しており、ゆくゆくは学習指導要領にも掲載されていくことを期待しています。

くすりに関する調査結果

■ 小中学生の約半数がお茶やコーラでの服用、自己判断での服用経験あり



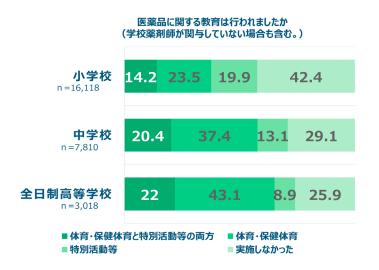
■薬物乱用防止教室と同時に、薬の適正使用についても学んでほしい

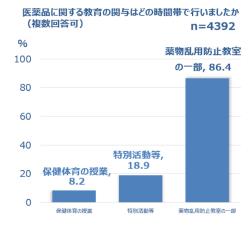
前述のとおり、小学校における「くすり教育」が学習指導要領に盛り込まれていない事情から、 小学校では医薬品の使い方について教育を行っていない学校が約4割を占めます。また、行っている場合でも、その約8割は薬物乱用防止教室の一部として行われています。すなわち、「くすり教育」のみに多くの時間を割くことができないという現状があります。そこで、大麻や覚せい剤などの薬物乱用防止教室と同時に実施できる、薬の適正使用に関する教材を作成すれば、「くすり教育」もより浸透するのではないかと考えました。このような背景を踏まえ、薬物乱用防止教室の導入場面で、先生や学校薬剤師が活用できる教材の作成を2020年3月に企画しました。作成にあたっては、日本薬剤師会の学校薬剤師部会に相談し、監修をお願いしました。また、文部科学省や横浜薬科大学にもご協力をいただきました。

「くすり教育」の実施状況

- 小学校では4割以上の学校でくすり教育が行われていない。
- くすり教育は8割以上が薬物乱用防止教室の時間の一部を使って行われている。

(くすりに関する講話・講演を行ったことのある学校薬剤師4392名の回答)





公益社団法人日本薬剤師会学校薬剤師部会全国学校保健調査WG 2019年度全国学校保健調査集計結果報告より作成

■授業の冒頭で使える3分のショート動画を作成

想定したのは、小学校高学年を対象にした薬物乱用防止教室の授業の冒頭での活用です。当初、 パワーポイント教材のみを計画していましたが、児童の興味をより引き出すためにショート動画 (アニメーション)の形態としました。

ショート動画はサッカーを例に挙げ、小学生が日常生活や遊びの中で知っているルールと同じように、薬にもルールがあることを示しました。また、薬の不適切な使い方を具体的に盛り込んだストーリーとすることで、授業後半の薬物乱用防止教室につながる内容にしています。工夫点として、動画中ではあえて薬の不適切な使用シーンに対する正解を示さず、視聴後に児童らがディスカッションや発表ができる構成にしました。薬物乱用防止教室は、学校薬剤師が授業を担う場合もありますが、「くすり教育」に詳しくない担任の先生が実施されることも想定されます。解説用のパワーポイント教材も用意し、セットで配布しているほか、スクリプトが掲載された授業のモデルパターンを示したガイダンスも提供しています。

ショート動画は、2023年2月に本公開しました





https://www.rad-are.com/items/



説明パワーポイントのご紹介(一部抜粋)



▶先生方からの反応を教えてください。

ショート動画を使用された先生方から感想が寄せらせています。前述のように、児童に身近な サッカーに関連付けて薬のルールに焦点を当てた点は、薬物乱用防止教室全体を通じて、よい導入 となっているとの声があります。また、ショート動画と共に当協議会が提供している別のパワーポ イント教材を組み合わせて授業展開をされる先生もいらっしゃいました。

ショート動画の活用者より

小学校6年生の授業で動画を使いました。短いのがいい! (鳥取)

薬物乱用防止教室に入る前に導入 することで聞く姿勢が整えられた。楽し く答えていた。

> 5、6年生対象に、薬と薬乱を毎年相 互に講義しており、既にショート動画も 2回使用しています。

動画+PPTに加え、中高生向けPPTから実験などを追加して組み合わせ、 1コマ45分の授業としています。(静岡) 以前はロールプレイングもしていたが、 授業時間が少なくなってしまったのでこの動画を導入で使っています。動画と PPTをセットで使ったあと薬物乱用の 内容に繋げています。最初にルールの 話をしてあるので後半でも引用して使 えるのは便利です。(岩手)

小学校3、4年生に視聴してもらいましたが、分かりやすく良く見てもらえたと思います。

動画→説明→実験とメリハリのある時間が過ごせたと思います。

▶消費者教育を担う先生方や、一般消費者の皆さんへメッセージをお願いします。

■小さな頃からの「くすり教育」が薬物乱用への歯止めになれば

薬の不適切な使い道や使い方が青少年に広がる中、小さな頃から、薬は決められたとおりに飲むことはもちろん、「病気やけがを治す目的以外で薬を使うことは薬物乱用」であるということをインプットしておけば、そうした誘惑があった時に拒否できるかもしれません。一方で、子どもたちにとって薬が怖い存在となり、必要な時に飲まなくなってはいけないので、正しい服用で正しい効果が得られるということを伝えつつ、一般用医薬品をはじめとする薬の乱用や違法薬物の怖さも知ってもらう、そのバランスが大切だと思います。

ショート動画は今年公開したばかりで、まだあまり知られていないのが課題です。今後は様々な学会や先生方の会合などに足を運び、周知を図り、小学校の先生方の後押しをしていきたいと思います。

もっと知りたい方はこちら!

小学生向けショート動画「くすりのルール知ってるかな? サッカーとくすり編」 視聴用動画(YouTube): https://www.youtube.com/watch?v=XRhcYdzJH_c 一般社団法人 くすりの適正使用協議会「くすり教育担当者のための教材サイト」(小学生向けショート動画の授業資材はこちらから入手できます): https://www.rad-are.com/items/



消費者教育ポータルサイト「教材を探す」にて、くすりの適正使用協議会が作成した、各世代 に向けた「くすり教育」の教材を紹介しています。

https://www.kportal.caa.go.jp/teaching-material/search/?offset=0&limit=10&search= %E3%81%8F%E3%81%99%E3%82%8A%E3%81%AE%E9%81%A9%E6%AD%A 3%E4%BD%BF%E7%94%A8%E5%8D%94%E8%AD%B0%E4%BC%9A&materialty pe=&materialprocessing=&fee=&howtoget=&fyear